

第6回宮城県特別支援教育将来構想審議会 主な御意見

課 題	主 な 意 見
<p>発達障害</p> <p>課題1</p> <p>「通常の学校における発達障害児童生徒の支援」</p> <p>課題2</p> <p>「特別支援学校における自閉症児等の支援」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校では特別支援教育に係る校内委員会で「気になる生徒」について話し合った後、職員会議において全職員で情報を共有している。 ● 高等学校では発達障害の疑いのあるグレーゾーンの生徒の割合が増えたと感じる。 ● 発達障害と診断されていれば保護者も理解があり支援を受けているが、診断されていない生徒の保護者は意識が低いいため、どのように対応すればよいか高等学校の教員は迷っている。 ● グレーゾーンの生徒は行動面など生活上の課題があり、懲戒的な指導では効果がないことは理解できるものの、どのように指導すればよいか高等学校の教員は困っている。 ● 高校生は「発達障害」ではなく、「不登校」などの二次障害で受診している。 ● ADHDは昨年から薬物治療が大人でも可能となり、学習面で集中力がないなどで受診する高校生が増えた。 ● 小・中学校段階で受診していれば支援されているが、高等学校段階からでは本人の自覚はなく支援もされていない。 ● 中学校から高等学校への接続期に係るモデルケースとして、保護者の同意を得て所定の書式で書類を作成し、進学先の高等学校へ情報提供したところうまくいっている。 ● 通級による指導対象の児童生徒は「言語」よりも「LD・ADHD」の方が増えてきており、支援員の加配に対するニーズも高いが、緊急雇用事業であるため次年度以降の見通しがないので、県の施策として是非続けて欲しい。 ● 中学校の特別支援学級から高等学校に入学した、発達障害の診断がない生徒への対応は難しい。 ● 高等学校では中学校の特別支援学級から入学した生徒について共通理解を図り、必要に応じ担当者を決めている。 ● 高等学校では近隣の特別支援学校のコーディネーターに来校を依頼し助言を得ている。 ● 保護者への対応は難しく、高等学校だけではうまくいかないのが現状であり、診断に繋げるなどの対応を校内研修で学ぶことが大切である。 ● 高等学校は教科担任制であるため高校生の生活の様子を把握することは難しく、また、発達障害の生徒に応じた教育課程の編成や高等学校に特別支援学校の分校や分教室を設置することはたやすいことではない。 ● 高等学校に併置・併設される特別支援学校の分校や分教室に専門のスタッフが配置され、高等学校の生徒の様子も見てもらえるとありがたいが、高校生の心情や高等学校のイメージへの配慮が必要である。 ● 障害のある子もない子も互いに効果があるのであれば、分校などの設置はよいことである。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 台湾を訪問した際、同学年の子以外でも障害のない子が障害のある子の支援を自然にしていた。 ● 学校教育法施行令が改正され就学先決定の仕組みが変わり、居住地の小・中学校の通常の学級や特別支援学級を希望する児童生徒や保護者が増えると思われる。 ● 市町村による「基礎的環境整備」に差が生じることが危惧されるため、施設・設備や人的支援における県からの配慮が必要である。
<p>教員の専門性向上</p> <p>課題1 「各学校における校内研修の充実」</p> <p>課題2 「教員一人一人の専門性向上」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職のリーダーシップはとても大切であり、特別支援を経験した管理職がいる学校では、特別な支援が必要な子どもたちへ適切に対応している。 ● 通常の学級の担任にも特別支援の実践的な研修が必要であり、特別支援学校で実地研修すれば効果がある。 ● 教員の特別支援学校での勤務経験の有無により、発達障害の子どもたちへの対応が異なる。 ● 教員免許の更新時に特別支援学校での実地研修やコーディネーターの基で研修を実施すれば専門性が向上する。 ● 校長先生が特別支援への志のある学校は、親の立場から見ても子どもたちが生活しやすいと感じる。 ● 通常の学校の先生方も特別支援学校での実地研修や、実際に勤務すると専門性が向上する。 ● 大学で通常の学校の教員免許を取得する際に、特別支援を必修科目として、特別支援学校の免許取得を必須にし、免許状取得率を高める必要がある。 ● 教員とともに特別支援教育コーディネーターの専門性も大切である。 ● 小・中学校や高等学校は特別支援学校を頼りにしているため、特別支援学校にはコーディネーターを複数配置するとよい。 ● 特別支援学校では「分かる、できる」授業を作り、公開授業を継続的に実施し、小・中学校や高等学校の教員と交流する機会を設ける必要がある。 ● 市町村教育委員会には特別支援に関する専門家や専門の指導主事がない。 ● 通常の学校の指導書に「障害のある子への配慮点」が明記されるようになってきており、教育事務所の指導主事などが「あの子にはこのような配慮が必要です」と助言できるとよい。

<p>I C Tの活用</p> <p>課題</p> <p>「児童生徒，教員が I C Tを積極的に活用」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場にいる子たちは「スマートフォン」を上手に活用しているため，I C Tの活用は進める必要がある。 ● I C Tは障害のある子どもたちにも有効であるため，環境の整備が必要である。 ● 特別支援学校は多忙であり教員数も多いため，セキュリティ対策などをサポートできる人材を県から派遣する必要がある。 ● 重度・重複の児童生徒は「スカイプ」を使用して他県の支援学校と交流している。 ● 病院と隣接している特別支援学校間のネットワークを構築し，授業できるような環境の整備が必要である。 ● スマートフォンやタブレットには「アプリ」がたくさんあり，子どもたちにどのようなものが有効か学生ボランティアなどを招いて検討できるとよい。 ● セキュリティ対策などにおいて専門にサポートする人材が必要である。 ● I C Tに使われているのではないかと感じるほど，スマートフォンやタブレットから離れられない子どもが増加しており，活用力を育成するとともに「止める」「使わない」力を養う必要がある。
---	---